

令和5年2月22日
学校教育課

市内公立幼稚園及び小・中学校におけるマスクの取扱いについて

卒業式におけるマスクの取扱い等について、文部科学省初等中等教育局長より令和5年2月10日付け4文科初第2153号「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について(通知)」が通知されました。これを踏まえ、令和4年度卒業式については、以下の事項に留意し、実施してまいります。

なお、国の方針や今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、この対応を変更する場合があります。

1 卒業式の対応について

- (1) 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- (2) 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要とする。
- (3) 効果的な換気の実施や参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じるとともに、各学校の実情に応じて、式典の内容や時間、参加者等を工夫する。
- (4) 国歌や校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」等を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。
- (5) 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- (6) 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説

明や情報発信を行う。

(7)基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

2 令和5年3月31日までのマスクの着用の考え方について

年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、メリハリのあるマスクの着用をお願いする。

3 令和5年4月1日以降のマスクの着用の考え方について

令和5年2月10日付け政府対策本部の決定では、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされている。

なお、これらに係る留意事項等については、文部科学省から改めて通知等が発出され次第、対応を検討する。